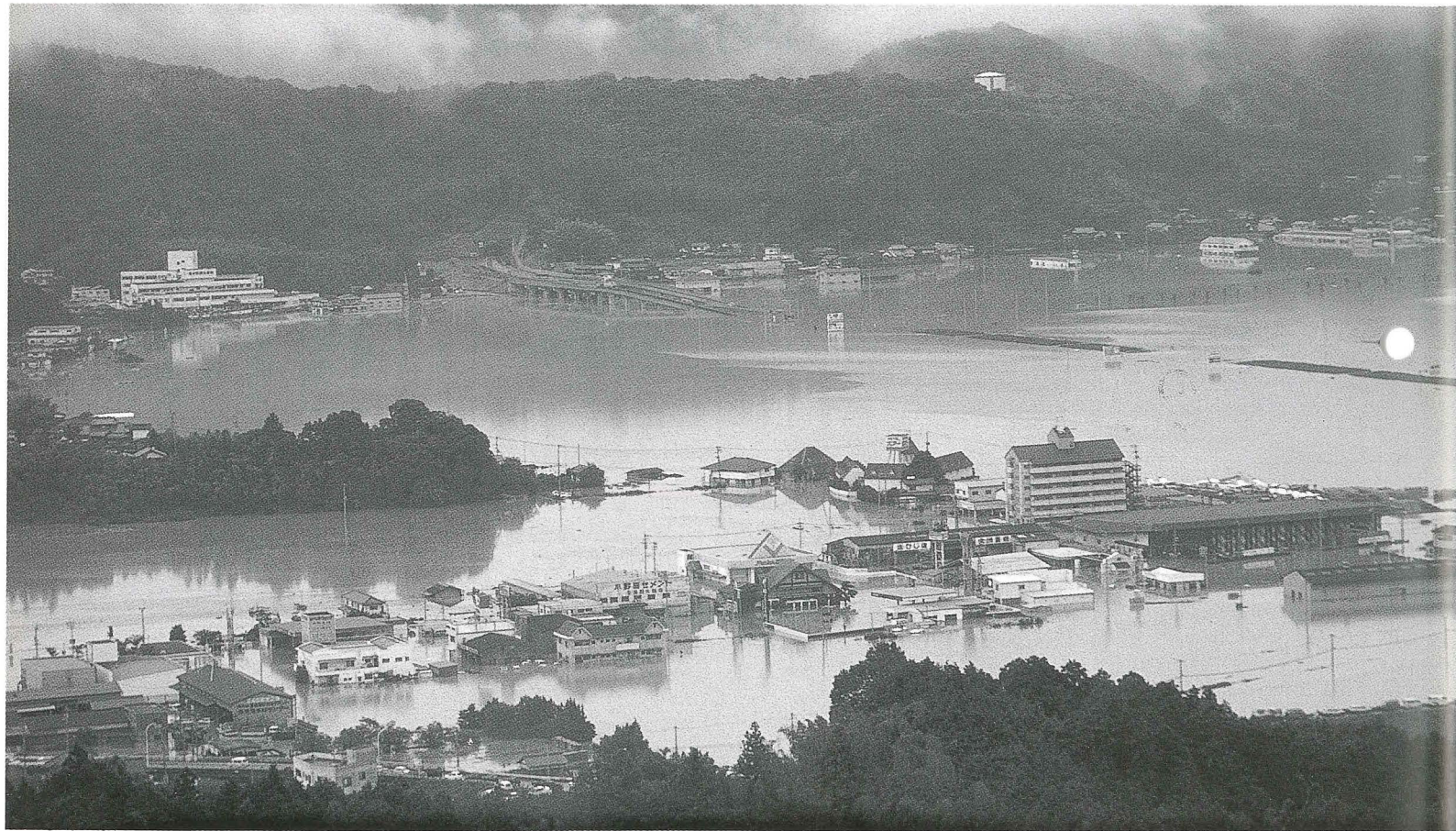


発行 大洲市役所 編集 総務財政課
〒795 大洲市大洲690-1 ☎24-2111

「梅雨前線豪雨」災害特集号



▲松ヶ花・東大洲の浸水状況

七月三日早朝から降り始めた雨は、翌日四日にかけて、大洲盆地の平野部に大きな被害をもたらしました。

市の三・七%が浸水

七月三日から四日における梅雨前線豪雨で被害を受けた田畑五十六〇ヘクタールと、近年に例を見ない甚大な損害となりました。

また救助活動、復旧活動に際しましては、民間の皆様方のご協力を賜わり、一名の負傷者も出ず活動を終えることができました。心よりお礼申し上げます。

大洲市では、今回の水害を反省材料とし、防災・援助体制を再検討して、より充実した体制を整え、市民の皆様が安心して暮せるよう努力してまいります。

皆様も、日常の近所付き合いを一層大切にされ、ボランティア活動にご協力賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

七月三日から四日における梅雨前線豪雨で被害を受けた田畑五十六〇ヘクタールと、近年に例を見ない甚大な損害となりました。



大洲市長
梶田 與一

四日午前には、国道五六号大洲道路十夜ヶ橋付近で、車両約

百台があふれ出した水に立往生し大混乱となりました。また、市内各地で建物への浸水が相次ぎ、肱南、平、新谷を中心に床上浸水四百八十八棟、床下浸水三百七棟にもおよびました。

これに対して、消防署や水防団による懸命な救助活動が行われ、同署や市民から提供のあったボートにより約五百人が救助を受けました。この夜、公民館などに避難して宿泊した人は、七十一人にものぼりました。

五日には、肱川の水位もほぼ平常にもどり、被害を受けた建物の復旧作業が始まりました。八時三十分から始めた消毒作業は、市職員だけでは間に合わず、午後からは自衛隊の協力を得て翌日六日の午後三時には、ほぼ全域を終了することができました。また、この日から浸水の被害により使用できなくなった量や家具などの粗大ごみの処理が始まりました。

七日には、県建設業協会喜多支部中央区会の人たち七十一人がボランティア活動で、水害により発生したごみ処理に協力してもらい、予想以上の成果が上がりました。

この水害による浸水面積は、八八五・五ヘクタールにおよび市全体の約三・七%を占めました。七月七日現在のまとめによると、農作物の被害面積は、五六〇ヘクタール、二億二千四百万二千円。商工業の被害額は、分っているものだけで二十一億二千九百二十万円の被害を加わえると記録的な災害になります。

ご利用ください

各種の融資制度・助成など

特別援護資金のあらまし

区分	一般世帯	農林漁業者	商工業者
貸付利率	1.00% (据置期間無利子)	1.00% (据置期間無利子)	1.00% (据置期間無利子)
償還期間	10年 (据置期間を含む)	10年 (据置期間を含む)	10年 (据置期間を含む)
据置期間	3年	3年	3年
貸付限度額	100万円	100万円	100万円
貸付基準	床上浸水 かつ 住宅、家財に被害を受けたもので、自らの力で応急復旧若しくは修理出来ない場合で、制度資金である災害援護資金の貸し付けを受けていないもの	被害を受けた農林水産物等の緊急の復旧に要する資金の調達が困難なもので、減収額が毎年農林漁業総収量の30%以上となる見込であるかまたは、減収額が毎年農林漁業総収入額の20%以上となること	中小企業者で被害を受け、減収額が毎年総収入額の20%以上となること
資金の使い方	住宅及び家財(乗用車を除く)の購入費及び修繕費	イ 農林漁業用機械器具等 運搬用器具(軽四トラック等)、病害虫防除用器具(動力噴霧器等) 原動機、揚排水用器具 肥料調整散布用器具、農産物育成管理用器具(ハウス暖房機等)、耕うん整地用器具、収穫調整用器具、農用地改良調整用器具等小農具については、多数をセットで購入し相当の金額になる場合	店舗、工場、事務所等の施設、設備、車輛、運搬具、原材料、商品等の購入費及び修繕費
	ア 農林漁業用施設、整備 農舎、農作物育成管理施設(温室、ビニールハウス等)、農作物貯蔵施設(農業用倉庫等)かんすい施設、病害虫防除施設、排水施設、農産物乾燥施設、農業用索道等		ウ 農林漁業用資機材等 農薬、肥料、種苗、ビニールハウス等の支柱等の購入費及び修繕費

大洲市では、梅雨前線豪雨による被害の復旧に伴う融資制度について相談窓口を設置しました。これは、災害救助法に基づき災害援護資金貸付金(市よ

り二%の利子補給)のほか、特に市単独で一%の低利の貸付制度を創設し被害復旧の相談に応じるものです。被災された人はご利用ください。(受付期間は三カ月間)

大洲市豪雨被災者特別援護資金(市単独)

1%の利子で100万円限度
梅雨前線豪雨により被害を受け

た人で、自らの力で応急復旧などが困難な人に対して特別援護資金をお貸しします。対象が一般世帯、農林漁業者、商工業者と分かれていません。また、連帯保証人や償還方

法など詳しいことは、相談窓口へおたずねください。なお、災害援護資金を含め、それぞれの援護資金の重複した貸し付けはできません。

災害援護資金

災害救助法に基づくもので、被害を受けた世帯の生活安定のために利用できます。対象は、床上浸水世帯で家財(乗用車を除く)の価額の三分の一以上の損害を受けた人です。

▼貸付額 百五十万円を限度とする

▼償還期間 十年(初めの三年間は据置期間で無利子)

▼利子 三%(市より二%の利子補給有り)

お気軽にご相談を!

融資に関する

相談窓口を設置

梅雨前線豪雨災害により、住宅や家財、農林漁業、商工業などに被害を受けた人に対する援護資金などの貸し付けや相談を行う窓口を設けています。お気軽にご利用ください。

【場所】 大洲市役所一階ロビー
【期間】 七月二十日(木)からしばらくの間(土・日を除く)

午前八時三十分から午後五時

【主な相談内容】
大洲市豪雨被災者特別援護資金
災害援護資金についての融資制度
の相談など。

※詳しくは同相談窓口へ

☎242111(内線196)

税の軽減・免除や 徴収の猶予を行います

梅雨前線豪雨により被害を受けた人に、国、県、市税の減免や徴収の猶予を行います。

〔国税〕

▼申告や申請などの期限延長

被害を受けた人は、税務署に出す申告書や申請書、そのほか届出書類や、税金を納めることが期限内にできないときには、災害のやんだ日より二カ月まで期限の延長ができます。

▼納税の猶予

災害により相当の損失を受けた場合、税務署に申請することにより納税の猶予を受けることができます。

▼所得税の軽減・免除

災害により住宅や家財に損害を受けた場合、①雑損控除による方法と②災害減免法による方法のどちらか有利な方法により減免を受けることができます。

▼事業用資産の損害がある場合

商工業者の商品や原材料などのたな卸資産、店舗、工場、倉庫、機械設備などに受けた損害額は、事業所得を計算する場合に必要な経費となります。

▼給与所得者(サラリーマン)の場合

源泉所得税の徴収猶予や、今年になって納付した源泉所得税額の還付を受けることができます。

〔相続財産などについて災害を受けた場合〕

相続税などが軽減されます。詳しくは大洲税務署まで。

☎243115

〔県税〕

▼申告や申請などの期限延長

被害を受けた日以後、県税の申告書などの書類の提出、納付あるいは納入が期限までにできない場合には、二カ月まで期限の延長ができます。

▼徴収の猶予

被害により納付などが困難な場合は、申請により納税の猶予を受けることができます。

▼減免

・個人事業税 資産の被害による損失額が被害を受けた直前の資産総額の三分の一以上の不動産取得税 ①災害で滅失または損かいた不動産に代わるものと認められる不動産の取得 ②取得後六カ月以内に災害で滅失または損かいた場合の不動産の取得

・自動車取得税

取得後二カ月以内に災害で被害を受けて廃車した自動車の取得税

※詳しくは八幡浜地方局課税課及び納税課まで

☎089424111

〔市税〕

被害を受けた人で、次のような場合は、減免及び徴収猶予の申請手続きをしてください。調査のうえ、被害状況に応じて個人住民税などが軽減・免除及び徴収猶予されます。

▼市税及び国民健康保険税の減免

・個人住民税 住宅が床上浸水し家財などに多大の被害を受け、しかも平成六年中の所得が千円以下の人。また、災害で損失を生じた場合、平成八年度の雑損控除の対象になりますので、領収書などを保管しておいてください。(総所得金額の十分の一を超える金額)

・固定資産税

家屋の全壊、流出、埋没、床上浸水で大規模な修理を必要とする人

・国民健康保険税

住宅が床上浸水し家財などに多大の被害を受け、しかも平成六年中の所得が千円以下の場合

▼徴収猶予

住宅や家財、農作物などに被害を受け納税が困難な人はご相談ください。

※詳しくは市役所税務課市民税係または固定資産税係まで早めにご相談ください。

☎242111(内線128126)

このほかにも各種融資制度があります

一般個人向け

▼伊予銀行(特別住宅リフォーム) 限度額五百万円/金利三・一%/返済十年以内 (特別ローン) バスケット(車や家具等の購入資金) 限度額三百万円/金利四・五%/返済五年以内 ▼愛媛銀行(ひめぎん水害復旧ローン) 限度額二百万円/金利四・五%/申込期限九月二十九日/返済七年以内 ▼愛媛信用金庫 (住宅ローン) 限度額五千円/金利三・〇% (四・七四%/申込期限十二月三十日(車の購入) 限度額三百万円/金利二・八五%~三・四五%(保障料は別途) (家具などの購入) 限度額三百万円/金利五・一%

▼香川銀行

低金利で相談に応じます ▼住宅金融公庫四国支店(災害復興住宅資金) 金利三・五%/建設・購入は五割以上、補修は十万円以上の被害を受けた場合に限り/問い合わせ先 ☎087820511

農林漁業者向け

▼農業近代化資金 金利六・〇%(このうち四・一%を利子補給)/償還期間十五年(据置期間・施設三年、果樹植栽七年)/貸付限度額千八百万円/融資率八〇%/資金使途・損壊した農業用施設の復旧、流出した果樹等の植栽や育成資金/基金協会保証料率〇・二九% ▼自然災害特別融資制度資金(営農資金) 金利二・九%/償還期間・一般生産資材三年、施設等五年/貸付限度額三百万円/資金使途・農業近代化資金の貸付対象とならない施設、機械の購入、補修、種苗代、肥料代など/基金協会保証料率〇・三% ▼自然災害特別融資制度資金(生活資金) 金利三・五%/償還期間3年/貸付限度額 一家族五十万円/資金使途・災害による収入減により、必要な営農資金以外の生活資金(未収金、負債の返済資金を除く)

▼自動車購入資金

金利三・五%/償還期間五年/貸付限度額三百万円/資金使途・近代化資金の貸付対象とならない自動車購入費 ※以上の問い合わせは、J A 大洲 ☎24181まで。

中小小売業者向け

▼中小企業金融公庫 利率三・六五%/貸付期間十年(二年据置)/限度額・直接貸付一億五千万円、代理貸付七千万円 ▼国民金融公庫 利率三・六五%/貸付期間十年(二年据置)/限度額・直接貸付三千万円、代理貸付千四百万円 ▼商工組合中央金庫 利率三・一%/貸付期間・運転十年(三年据置)、設備二十年(三年据置)/限度額・直接貸付は必要に応じて、代理貸付四百万円 以上は、商工会議所までご相談ください。

☎24111

このほか、中小企業経営安定資金、小売業者店舗改装資金、中小企業体質強化資金、大洲市中小企業振興資金、民間金融機関(市内銀行及び信用金庫)等もあります。

肱川の主なこう水

年月日	水位 (m)	流量 (m ³ /S)	原因	被害状況
昭和18年7月24日	8.60	4,807	低気圧不連続線	死傷者131人、流出家屋554戸(非住家含む)全壊家屋396戸(非住家含む)、田畑流出・埋没1,627町歩、床上浸水6,940戸(非住家含む)、堤防決壊・破損59カ所、道路258カ所、橋梁13カ所、砂防38カ所
昭和20年9月18日	8.79	5,000	枕崎台風	死傷者152人、流出家屋388戸、全壊家屋1,634戸、田畑流出・埋没698町歩、床上浸水7,229戸、床下浸水2,686戸、河川133カ所、道路820カ所、橋梁163カ所
昭和21年7月29日	5.46	2,188	台風9号	
昭和22年7月9日	6.09	2,635		
昭和23年8月26日	5.30	2,081		
昭和25年9月14日	6.24	2,747	キジヤ台風	
昭和26年7月14日	5.24	2,042		
昭和28年6月29日	5.58	2,270		
昭和29年9月14日	6.85	3,228	台風12号	
昭和35年6月22日	4.84	2,125	梅雨前線	
昭和38年8月10日	5.00	2,261	台風9号	
昭和40年9月17日	5.60	3,071	台風24号	
昭和42年7月10日	4.00	1,868	豪雨	浸水農地210ha、宅地・その他203ha、床上浸水家屋176棟、床下浸水家屋531棟
昭和43年7月2日	4.20	2,132	台風10号	
昭和44年7月2日	3.69	1,662	梅雨前線	
昭和45年8月21日	5.50	3,203	台風9・10号	浸水農地522ha、宅地・その他543ha、床上浸水家屋45棟
昭和51年9月11日	4.75	2,151	台風17号	浸水農地14ha、宅地・その他4ha、床上浸水家屋1棟、床下浸水家屋24棟
昭和55年7月2日	4.56	2,279	梅雨前線	
昭和57年7月15日	3.84	1,537	梅雨前線	
昭和57年7月24日	4.45	2,137	梅雨前線	浸水農地180ha、宅地・その他10ha、床上浸水家屋2棟、床下浸水家屋88棟
昭和57年8月27日	5.41	2,774	台風13号	浸水農地726ha、宅地・その他41ha床上浸水家屋26棟、床下浸水家屋88棟
昭和57年9月25日	4.20	1,962	台風19号	
昭和62年7月18日	5.30	2,560	梅雨前線	浸水農地194ha、床上浸水家屋29棟、床下浸水家屋45棟
昭和63年6月25日	5.21	2,442	梅雨前線 台風4号	浸水農地96ha、宅地・その他15ha、床上浸水家屋23棟、床下浸水家屋110棟
平成元年8月26日	4.08	1,649	台風17号	
平成元年9月19日	4.86	2,269	台風22号	
平成2年9月19日	4.54	1,630	台風19号	
平成5年7月28日	5.31	2,481	台風5号	床上浸水家屋5棟、床下浸水家屋16棟
平成5年9月4日	5.21	2,382	台風13号	床上浸水家屋18棟、床下浸水家屋40棟
平成7年7月4日	5.83	約3,100	梅雨前線	浸水農地560ha、宅地・その他325ha、床上浸水家屋488棟、床下浸水家屋307棟

母なる川「肱川」は、太古より私たちに恵を与えてくれますが、それは常に水害ともにあつたのです。昭和十八年以降の主なこう水をまとめてみました。今回の水害は、その流量から昭和四十五年以来二十五年ぶりのものと考えられます。

梅雨前線豪雨災害カメラスケッチ



▲被災した建物が多かった松ヶ花・徳森地区



▲100台程の車が水に浸った大洲道路



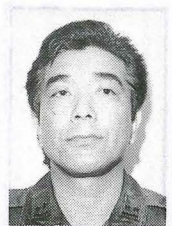
▲肱南地区でも多くの床上浸水がありました



▲山道ではじん速に復旧作業が… (7月4日13時30分頃新谷中久保地区)

※建設省四国地方建設局大洲工事事務所「みんなの肱川」平成6年8月31日発行より (平成7年7月4日の記録は広報おおずで加筆)

この人に聞く



自衛隊二等陸尉 菊地 茂秋さん (黒木在中)

昭和四十五年から自衛隊に入隊しました。香川県や茨城県、京都府などで勤務して、今は松山の特別隊教育隊長に就いています。PKOのカンボジア派遣にも参加しました。南久米の黒木から松山へ通勤していますが、七月四日の朝六時三十分頃大洲道路を通りました。自衛隊の出動もあるかも知れないぞと少しだけ思いましたが、まさか本当に自分たちが救援活動に携わるとは…。松ヶ花付近では被災された人が後片付けをされていましたが、その表情はとても悲しそうでした。伝染病などが発生しないように、自衛隊に要請された消毒作業をじん速に行いたいと思います。今回の水害で被害を被られた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

被災された皆さんへ

あなたの善意を

梅雨前線豪雨で被害を受けられた皆さんへ、あなたの善意をお寄せください。

【義援金】 郵便局口座「01630・6・1966大洲市災害対策本部」

※ 八月四日まで取り扱います。今回の梅雨前線豪雨による災害で全国の皆さんから暖かい善意をいただいています。心からお礼申し上げます。大洲市